

2025年2月19日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
議員各位

副議長 桑原 侑

選挙に関する全代会規定の制定について

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議（以下、「全代会」と呼称する。）における選挙の運営に関して、「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」の改正及び「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議 選挙細則」の制定を提案するとともに、その是非を諮る。改正案及び細則案は資料 01、資料 02 を参照されたい。

資料 01 に示す改正案は、選挙細則を制定するに際して、その参照を運営規則に記載しようとするものである。

資料 02 に示す細則案は、全代会における選挙の公正性の保証、及び具体的な手順を定めることによる選出手続きの明確化を図るものである。

記

資料

- 資料 01 「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」改正案
- 資料 02 「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議 選挙細則」

参考資料

- 資料 03 「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」新旧対照表
- 資料 04 学長決定「筑波大学の学生組織等について」
- 資料 05 副学長決定「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」

以上